MSC-1404
2008 年 6 月 9 日 改訂 5

登録組織遵守規則

当センターの所有財産であり、許可なく、引用及び転載することを禁じます。

財団法人 発電設備技術検査協会
認 証 センター
JAPEIC-MS&PCC

1. 適用範囲

この規則は、財団法人発電設備技術検査協会 認証センター（以下、「JAPEIC-MS&PCC」という。）に品質マネジメントシステム及び/又は環境マネジメントシステム（以下、「マネジメントシステム」という。）を登録した組織（以下、「登録組織」という。）が遵守する事項を定める。

2. 規格への適合維持

登録組織は、適用した品質マネジメントシステム規格（JISQ9001/ISO9001）又は環境マネジメントシステム規格（JISQ14001/ISO14001）に常に適合するようマネジメントシステムを維持すること。

3. 審査の受け入れ及び是正要求への対応

（1）登録組織は、サーベイランス、更新審査又は再審査を受け入れ、受審のための準備を行うこと。

（2）登録組織は、サーベイランス、更新審査又は再審査の結果、規格要求事項に対する不適合又は本規則に基づく不適切な事項に関する是正要求等に対して、登録の維持のために適切な対応を行うこと。

4. 審査報告書について

審査報告書は、たとえその一部分であっても、第三者の誤解を招くような方法で使用しないものとする。 審査報告書の所有権は、JAPEIC-MS&PCC に所属し、JAPEIC-MS&PCC の同意がない限り第三者に開示しないこと。

5. 審査登録証の使用

登録組織は、商取引等の際、顧客からの要求に応じて審査登録証（付属書を含む。以下同じ）を複写し提供することができる。この場合、精巧なカラー複写等本物と紛らわしい場合には、複写である旨の表示をすること。

6. 登録マーク等の使用

（1）登録組織は、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボルを JAPEIC-MS&PCC に登録された範囲と登録されていない範囲とが誤解されない方法で使用しなければならない。

（2）登録組織は、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボルを製品それ自体に付けたり、製品の適合性を示すと解釈されるような方法で使用してはならない。なお、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボルの詳細は、付属書「JAPEIC 登録マーク及び JAB 認定シンボルの使用について」によること。

7. 登録マーク等の使用記録

登録組織は、審査登録証、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボルを使用した場合には、その内容（清刷を提供した下請負業者一覧を含む。）を記録（参考様式第 1、第 2 を参照）し、サーベイランス、更新審査又は再審査等で閲覧できるように記録を維持すること。

8. 登録マークの使用違反に対する処置

JAPEIC-MS&PCCは、登録組織が宣伝、カタログ、ウェブサイト等において、この規則に反する審査登録システムについての不正確な表明、又は審査登録証及びJAPEIC登録マーク/JAB認定シンボルの誤解を招くような使用に対して、是正処置、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボルの使用禁止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講ずる。

JAPEIC-MS&PCC は、登録組織において本遵守事項に反する登録の公表、JAPEIC 登録マーク/JAB 認定シンボル等の使用を行っている事実を、直接又は第三者からの通報等により間接的に認識した場合は、登録組織に、適宜事実確認を行い是正のために必要な措置を要請する。なお、是正処置に必要な一切の費用等は登録組織の負担とする。

9. 登録に関する不適切な言及の禁止

(1) 登録組織は、登録の対象となっている活動についてだけ登録されていることを表明すること。

(2) 登録組織は、授与された登録が JAPEIC-MS&PCC の評価を損なうような使い方をしてはならない。また、製品が認証をされたような誤解を招く又は認められた範囲を逸脱するとJAPEIC-MS&PCCが考えるような登録に関する表明を行ってはならない。

10. 苦情及び是正処置の記録の保管

登録組織は、顧客から受けたすべての苦情(EMS登録組織にあってはすべてのコミュニケーション)及び是正処置を記録し、サーベイランス、更新審査又は再審査等で閲覧できるように記録を維持すること。

11. マネジメントシステム等に関する変更届

登録組織は、次のような場合、速やかに書面をもって変更内容を通知すること。

①法的、商業上、組織上の地位又は所有権。

②組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定又は専門業務に携わる要員)。

③連絡先及び事業所。

④認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲。

⑤マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更。

⑥登録を取下げする場合。

12. 登録の取下げ、一時停止又は取消しを受けた場合の措置

登録組織は、登録の取下げ、一時停止又は取消しを受けた場合には、JAPEIC 登録マーク(JAB認定シンボルを含む。)の使用を停止し、登録を引用しているすべての宣伝及び広告を中止し、審査登録証を JAPEIC-MS&PCC に返却すること。

13. 実施

(1) 改訂 2 版は、2006 年 4 月 1 日から実施する。

なお、JAB 認定シンボル（品質マネジメントシステム）（認定プログラム名称部において「QMS Accreditation」表示）への移行期間は、今後 1 年後のうちに ISO/IECGuide62 に代わって認定基準となる ISO/DIS17021 が IS として発行され、さらに同規格への移行期間（現時点では未定）が終了するまでの予定となります。移行期間は決定次第、連絡いたします。

(2) 改訂 3 版は、発行日から実施する。

(3) 改訂 4 版は、2008 年 4 月 1 日から実施する。

(4) 改訂 5 版は、発行日から実施する。

なお、従来の JAB 認定シンボル（白抜きの MS がない JAB のロゴ）は、2011 年 5 月 21 まで使用することができる。

以上

付属書 「JAPEIC 登録マーク及び JAB 認定シンボルの使用について」

品質マネジメントシステム及び環境マネジメントシステムの JAPEIC 登録マーク並びに JAB 認定シンボルの使用について定める。

Ⅰ. JAPEIC 登録マーク

1. JAPEIC 登録マークの清刷の提供

JAPEIC-MS&PCCは、JAPEIC登録マークの清刷を登録組織に提供する。その清刷からJAPEIC登録マークを使用すること。 なお、清刷とは、特にことわりのない場合、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成された電子データをいう。

2. JAPEIC 登録マークの表示

(1) JAPEIC 登録マークは、図1とする。

(2) JAPEIC 登録マークを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のそれぞれの部分を図1と同一比にしなければならない。

(3) 登録組織は、JAPEIC 登録マークを表示する場合には、審査登録証に付与した審査登録番号(例、QSR－×××、ESR－×××)を JAPEIC 登録マークの下部に表示すること。

3. JAPEIC 登録マークの使用

①カタログ又はパンフレットへの表示

登録範囲の製品/活動等のカタログ又はパンフレット等には、JAPEIC 登録マークを使用することができる。この場合、登録範囲外の製品/活動等を含めた総合カタログ又はパンフレット等については、登録範囲の製品/活動等のページのみに JAPEIC 登録マークを使用するか、JAPEIC 登録マークの近傍に登録範囲の製品/活動等を明記すること。

② 製品包装等への表示

製品の個別包装･包装箱･包装シート、工事用シート、製品を輸送するための容器、パレット、車両等には、その製品自体が認証を受けたような誤解を招く恐れがあるため JAPEIC 登録マークは使用できない。

③ 製品保証書等への表示

製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験･検査報告書、校正証明書等には、製品認証との誤解を招く恐れがあるため JAPEIC 登録マークは使用できない。

④ 名刺への表示

登録範囲の活動に従事する者は、名刺に JAPEIC 登録マークを表示することができる。

ただし、JAPEIC 登録マークの下部に登録された範囲(部門名、事業所等)を明記することによって、登録範囲と登録されていない範囲とが誤解されない方法で使用される場合には、前記以外の者も JAPEIC 登録マークを使用できる。

なお、名刺に登録範囲外の製品、事業所等の表示があるときは、登録対象を明確に記載すること。記載が困難な場合は、JAPEIC 登録マークは使用できない。

⑤ 封筒、レターヘッド等への表示

登録範囲の部門内で使用する封筒、レターヘッド等には、登録組織名及び登録範囲の部門名等を明記し JAPEIC 登録マークを使用することができる。

⑥ 宣伝用品への表示

カレンダー等の宣伝用品には、登録組織名及び登録範囲の製品/活動等に誤解を招かないような内容を明記し、JAPEIC 登録マークを使用することができる。

⑦ ホームページ等、広報媒体、看板類への表示

ホームページ、新聞･雑誌、看板類等の広告には、登録組織名及び登録範囲の製品/活動等に誤解を招かないような内容を明記し、JAPEIC 登録マークを使用することができる。

⑧ その他

前号以外の方法で JAPEIC 登録マークを使用する場合は、JAPEIC-MS&PCC と事前に協議すること。

4. JAPEIC 登録マークの使用期間

登録組織は、登録証の有効期間内においてのみ JAPEIC 登録マークを使用することができる。

5. JAPEIC 登録マークの使用中止

(1) 登録組織は、登録範囲が縮小された場合には、その縮小された登録範囲に対して、直ちに JAPEIC 登録マークの使用を中止するとともに、その縮小が影響する対象者に対しても使用を中止すること。

(2) 登録組織は、登録の取下げ、一時停止又は取消しを受けた場合には、JAPEIC 登録マークの使用を停止すること。

Ⅱ. JAB 認定シンボル

この規定は、JAB N410-2008「認定シンボル使用規定」に基づくものである。

1．JAB 認定シンボル

⑴ JAB 認定シンボルは、図 2 による。

⑵ JAB 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部、ロゴ部を同一比にすること。また、区分名称部（ゴシック体とする）及び JAB 認定番号は、必ず表示することとし、縮小することにより、明瞭な表示ができないようにしてはならない。

⑶ JAB 認定番号（CM029）は、JAB 認定シンボルとともに必ず表示すること。さらに、JAB 認定番号は、文字が明瞭に読み取れるよう使用すること。縮小することにより。明瞭な表示ができないようにしないこと。

⑷ 清刷の保存形式及び解像度は、JAPEIC から提供された状態を維持し、他の保存形式に変更したり、JAB から提供された解像度より低めてはならない。

2．JAB 認定シンボルの使用範囲

⑴ 登録組織は JAB 認定シンボルをマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に使用することができる。

⑵ JAB 認定シンボルを名刺に使用する場合は、登録対象範囲の業務に従事する者のみが使用できる。

3．JAB 認定シンボルの表示

⑴ 登録組織は、JAB 認定シンボルを製品に対して使用しないこと。また、製品が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用しないこと。

⑵ 登録組織は、登録組織が JAB から認定されているとの誤解を生じさせるような方法で JAB 認定シンボルを使用することはできない。

⑶ JAB 認定シンボルを使用する場合には、JAB の付与した認定番号（CM029）と共に表示すること。

⑷ JAB 認定シンボルを使用する場合は、JAPEIC 登録マークと併用表記し使用すること。JAB 認定シンボルを単独で使用してはならない。

⑸ JAB 認定シンボルをウェブサイトに使用する場合は、JAPEIC 登録マークが表示されているページと同一のページで使用すること。

⑹ JAB 認定シンボルを JAPEIC 登録マーク又は登録組織のマークとともに使用する場合、JAPEIC 登録マーク又は登録組織のマークは、JAB 認定シンボルとは明らかに異なるように識別できるものでなければならない。

また、JAB 認定シンボルの意味ができるだけ明確になっていなければならない。例えば、JAB 認定シンボルの位置や大きさと JAPEIC 登録マーク又は登録組織のマークの位置や大きさとの

関係等を配慮しなければない。

(7) JAB 認定シンボルは、審査登録証の有効期間内において使用することができる。ただし、JAPEIC-MS&PCC が JAB から認定の一時停止又は取消しを受けた場合は、6 項に従うものとする。

4. JAB 認定シンボルの清刷の提供及び管理

(1) JAPEIC-MS&PCC は、登録組織から JAB 認定シンボル使用同意書によって JAB 認定シンボルの使用に関する遵守事項に同意を得た場合に清刷を提供する。 なお、清刷とは、特にことわりのない場合、特定の保存形式及び所定の解像度 (pixel/inch) で作成された電子データをいう。

(2) JAB 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトに使用する場合は、ウエブサイト表示清刷の複製を使用しなければならない。

(3) JAPEIC-MS&PCC から提供された JAB 認定シンボルの清刷は、一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行って使用してはならない。

(4) 登録組織は JAPEIC-MS&PCC から提供された JAB 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。

(5) 清刷は、解像度を低めるなど、JAPEIC-MS&PCC から提供された状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。

(6)) 登録組織は、JAB 認定シンボルの清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理をすること。

(7) 登録組織は、印刷物、ウェブサイト等を作成している下請負業者に、JAB 認定シンボルの清刷を提供する場合は、当該下請負業者が JAB 認定シンボルの清刷の保護及び漏洩防止に同意した場合に限る。

(8) 登録組織は、JAB 認定シンボルの清刷を提供した下請負業者の一覧 (参考様式第 2) を備え、JAPEIC が要求した場合は、提示すること。

5. 下請負業者による印刷物及びウェブサイト等の作成

(1) 登録組織は、印刷物及びウェブサイト等の作成を、下請負業者に行わせる場合、JAB 認定シンボルに関する遵守事項の同意を得た後、JAB 認定シンボルの清刷を提供すること。

(2) 登録組織は、印刷物及びウェブサイト等の作成目的以外で他者に清刷を提供してはならない。

(3) 登録組織は、印刷物の作成を下請負業者に行わせる場合、JAPEIC-MS&PCC から提供された印刷用清刷を提供すること。

6. JAB 認定の一時停止、取消し

(1) JAPEIC-MS&PCC が JAB から認定を一時停止された場合は、一時停止期間中、登録組織は使用している JAB 認定シンボルを表記した文書等の使用を停止すること。ウェブサイトに使用している場合は、JAB 認定シンボルを削除すること。

(2) JAPEIC-MS&PCC が JAB から認定を取消しされた場合は、登録組織は使用している JAB 認定

シンボルを表記した文書等は完全に廃棄（ウェブサイト・電子媒体に使用している場合は、消去）し、処分が完了した旨の書面を JAPEIC-MS&PCC に提出する。

また、認定取消し後速やかに、登録組織は、JAPEIC-MS&PCC から提供された清刷を復帰しない形で完全に消去するとともに、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、JAPEIC-MS&PCC の清刷の複製を提供している場合は、当該下請負業者に、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去させること。

7. その他

登録組織は、審査とは別に JAB が認定シンボルの表示・管理方法に対して、必要と判断した場合、調査の実施に同意すること。

8. JAB 認定シンボルの使用等に関する問い合わせ先

JAB 認定シンボルの表示及び使用等に関する問合わせ先は、JAPEIC-MS&PCC とする。

以上

図 1 JAPEIC 登録マーク （品質／環境マネジメントシステム）

（品質マネジメントシステム） QSR―×××　　審査登録番号
（環境マネジメントシステム） ESR－×××

注1、登録マーク(品質マネジメントシステム)の基本色は、青色（4 色印刷の場合は青色 100%＋赤色 10%、特色印刷の場合は DIC-640（第 13 版）又はその近似色）とする。 また、サブカラーとして黒、灰色、金色、銀色の表示を認める。

図 2 JAB 認定シンボル （マネジメントシステム）

CM029　← 認定番号

注1． 認定シンボルを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色はつぎのとおりとする。

a) 上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はそれら相当、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）を用いること。また、青色に代えて、黒色、灰色、金色及び銀色を使用することも可能である。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下の「JAB」の文字、及び認定番号の色は黒色とする。

b) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、a）に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。 この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

JAB 認定シンボル使用同意書

年　　月　　日

財団法人発電設備技術検査協会　認証センター　行

FAX: 03－5404－3882

JAB 認定シンボルの使用にあたっては、登録組織遵守規則（MSC-1401）及び認定シンボル使用規定(JAB N410)の該当事項を遵守することに同意しますので、JAB 認定シンボル清刷の送付を依頼します。

1.依頼者

会社名、事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
管理責任者 所属･役職名／氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1) 登 録 番 号	□ QSR－　　□ ESR－
2) 清刷のタイプ	□ 印刷用　　□ ウェブサイト用
3) その他連絡事項	

＊1：登録組織遵守規則（MSC-1404）の最新版を必ずお読み下さい。なお、登録組織遵守規則（MSC-1404）の最新版は、当センターウェブサイト（http://www.japeic.or.jp）から入手できます。
＊2：JAB（http://www.jab.or.jp）発行「認定シンボル使用規定」をご参照下さい。
＊3：これらの情報は、マネジメントシステム審査登録業務にのみ使用するものであり、他の目的に使用するものではありません。

【協会使用欄】

依頼内容の確認及び処置	依頼内容の確認		確認 管理 GR 長
	送付日	年　　月　　日	
	送付物	□ 印刷用 □ ウェブサイト用 （ メール　FD ）	

処理：管理GR（受付）→ 管理GR長 → 管理GR（送付）→ 管理GR（ファイル保管）

060401

（様式 No．F1404-1　R1）

(参考様式1)

JAPEIC登録マーク及びJAB認定シンボル用途一覧

承認

年 月 日現在

	種類	使用年月日	用途	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注:1. 種類には、JAPEIC登録マーク・JAB認定シンボルの別を記載すること。
2. JAPEIC登録マーク及びJAB認定シンボルを使用したサンプルを添付すること。

(参考様式2)

清刷提供下請負業者一覧

承認

年　月　日現在

	提供日	下請負業者名	連絡先(所在地、TEL、FAX)	清刷種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注:清刷種類には、JAPEIC登録マーク・ＪＡＢ認定シンボルの別、印刷用・ウェブ用の別を記載すること。